

一般社団法人日本家政学会 食文化研究部会規約

- I. 名称**
第1条 目的 事業
 本会は一般社団法人日本家政学会食文化研究部会（以下本部会とする）と称し、英訳名を“The Japan Society of Food Culture”とする。
- 第2条** 本部会は食文化の研究を推進し、あわせて会員相互の連絡と協力を緊密にして、普及を図ることを目的とする。
- 第3条** 本部会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
 (1) 会誌・会報の発行
 (2) 定例研究会の開催
 (3) 資料の収集・整理・刊行
 (4) その他本部会の目的達成に必要な事業
- 第4条** 本部会は、事業計画及び予算と事業報告及び決算を理事会に報告するものとする。
- II. 会員**
第5条 本部会会員は次の通りとする。
 (1) 正会員 本部会の趣旨に賛同する個人
 (2) 学生会員 大学等に在籍する者で本部会の趣旨に賛同する個人
 (3) 賛助会員 本部会の趣旨に賛同しこの部会の事業を援助する個人または団体
 (4) 名誉会員 本部会の発展に特に貢献した会員で、役員会において推薦され、総会において承認された者
- 第6条** 会員は、次の場合会員の資格を失う。
 (1) 退会したとき
 (2) 本部会の名誉を傷つけ、役員会の議決により除名されたとき
 (3) 2年間以上会費を滞納したとき
- III. 会費**
第7条 会員は年会費を納入する。本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 (1) 年会費は次の通りとする。
 正会員 5,000円
 学生会員 3,000円
 賛助会員 一口1万円
 (2) 名誉会員は会費を納めることを要しない。
 (3) 一度納めた会費は返却しない。
- IV. 総会**
第8条 通常総会は年1回開催する。
第9条 総会の決議事項は次の事項を決する。
 (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 (3) その他この部会の事業に関するものうち役員会で必要と認めるもの
- V. 役員**
第10条 本部会の役員の構成は以下のようにする。
 (1) 部会長 1名
 (2) 副部会長 1~2名
 (3) 委員 地区委員を含め15名程度とし、常任委員は10名程度（部会長・副部会長を含む）とする。
 (4) 監事 2名
 (5) 必要に応じて若干名の幹事を置くことができる。
- 第11条** 役員
 (1) 部会長は部会を代表し、会務を統括して学会との連絡を図る。
 (2) 副部会長は部会長を補佐し、必要ある時は部会長の任務を代行する。
- (3) 委員は本部会の事業を運営する。常任委員は事業を分担して執行する。
 (4) 監事は経理その他の事務を監査する。
- 第12条** 役員
 (1) 役員は会員の投票による。
 (2) 部会長は役員の内選による。
 (3) 副部会長は役員の中から部会長が指名する。
 (4) 常任委員は役員の内選による。
 (5) 監事・幹事は常任委員が推薦する。役員選出方法規定は別に定める。
- 第13条** 役員
 部会長・副部会長・委員・監事の任期は3年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選出された役員の内選は、前任者または現任者の残任期間とする。また、部会長は学会の会員であることを要す。
- 第14条** 役員
 役員が次の各号の一に該当するときは、役員会の議決により、部会長がこれを解任することができる。
 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 (2) 職務上の義務の違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 第15条** 学会理事会の承認
 部会長の選任・解任については学会理事会の承認を要す。
- 第16条** 本部会は必要に応じ、顧問を置くことができる。顧問は会員の推薦により役員会で諮り、総会で承認を得る。
- VI. 規約の変更**
第17条 規約の変更は、総会において承認を受け、理事会に報告する。
- 附則**
 1. 本部会の事務局を令和2年4月1日より当分の間下記の住所に置く。
 一般社団法人日本家政学会食文化研究部会事務局
 〒352-8510 埼玉県新座市菅沢2丁目1-28
 十文字学園女子大学 8号館5階
 8508研究室 伊藤美穂
 2. 本部会規約は昭和62年4月1日より施行する。
 平成9年6月1日改正
 平成12年11月19日改正
 平成15年11月15日改正
 平成17年11月13日改正
 平成21年4月1日改正
 平成22年5月29日改正
 平成24年5月12日改正
 平成29年5月28日改正
 平成30年4月14日改正
- 役員選出内規**
 1. 役員は正会員・学生会員の投票によって選出する。
 2. 役員は一般社団法人日本家政学会に準じた6地区において選出する。
 役員数は、各地区の会員数を考慮して配分する。
 3. 役員は総会の承認によって効力を発する。
- 附則** この内規は、平成9年6月1日より施行する。
 平成23年12月17日改正
 平成24年5月12日改正